

県北広域振興局長告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成24年6月8日

県北広域振興局長 松岡 博

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700379	株式会社細谷地	株式会社細谷地	久慈市長内町第17地割100番地 10	平成24年6月30日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370700387	株式会社細谷地	株式会社細谷地	久慈市長内町第17地割100番地 10	平成24年6月30日